

国保匝瑳市民病院医事業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の概要

- (1) 事業名
医事業務委託
- (2) 場所
千葉県匝瑳市八日市場イ1304番地
国保匝瑳市民病院内
- (3) 委託期間
令和5年7月1日から令和10年6月30日

2 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 一般病院での診療報酬請求、受付等の医事業務全般にわたる受託実績があること。
- (2) 匝瑳市物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 審査方法

医事業務要求水準書に基づき応募者から提出された提案書の要求水準達成度及び提案価格により医事業務委託プロポーザル審査委員会にて審査を行う。

- (1) 医事業務委託プロポーザル審査委員会
プロポーザルによる審査を公正に行うため、「医事業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。
- (2) 提案書の審査
 - 1) 応募者から提出された提案書と提案説明による要求水準達成度について審査を行う。
 - 2) 審査点は60点満点とする。
- (3) 提案価格の審査
 - 1) 審査点は40点満点とする。
 - 2) 提案価格は1年間に係る委託価格とする。
 - 3) 審査点は提案価格の最も少なかった応募者を満点とし、以下については次に示す算式による配点とする。
$$\text{得点} = 40 \text{点} \times (\text{提案価格の最も少ない応募者の提案価格} / \text{応募者の提案価格})$$
 - 4) 全ての応募者からの提案価格が現在の委託価格を上回る場合は、次に示す算式による配点とする。
$$\text{得点} = 40 \text{点} \times (\text{現在の委託価格} / \text{応募者の提案価格})$$

4 優先交渉権者の決定

審査委員会にて審査し、優先交渉権者第1位及び第2位を選定する。

優先交渉者を選定後、第1位と運営及び仕様について協議を行い、不調の場合は第1位者協議を打ち切り、第2位者と協議を行う。

5 参加申込書の提出

本募集に参加を希望する者は、様式1に提案書及び提案価格書を添付し提出すること。

- (1) 提案書について
書式は自由とするが、要求水準書の項目順に提案内容を記載すること。
- (2) 提案価格書について
 - 1) 書式は自由とするが、1年間の委託価格を記載すること。
 - 2) DPCデータ作成・提出の1年間の委託価格を別途記載すること。
- (3) 提出方法
持参又は郵送によること。
- (4) 提出期限
令和5年2月24日(金) 17時(必着)
- (5) 提出部数
様式1 1部
提案書 正本1部 副本5部(コピー可)
提案価格書 正本1部 副本5部(コピー可)

(6) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ1304
国保匝瑳市民病院 施設用度班（電話 0479-72-1525）

6 提案説明

参加申込書受理後、審査委員会にて提出された提案書について提案説明を受ける。

(1) 日程

令和5年2月28日(火)

(2) 説明時間

概ね20分間とする。

7 質問及び回答

(1) 方法

質問及び回答は電子メールにて個別に行う。

(2) 質問の提出先

国保匝瑳市民病院 医事班

メールアドレス hp-iji@city.sosa.lg.jp

(3) 質問の期限

令和5年2月20日(月) 17時までとする。

8 審査結果

審査結果は、提案説明会実施後1週間以内に全ての参加者に文書により通知する。
また、結果通知後、匝瑳市ホームページ上に匿名にて合計審査点を公開する。

9 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は必要に応じ複写する。ただし、病院内での使用に限る。

(3) 提出された参加申込書及び添付書類は、匝瑳市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、業務を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第8条第3号アの規程により非開示となるので、該当部分がある場合、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出すること。

開示・非開示の判断は別紙様式2に基づき行うものでなく、別紙様式2を参考に、同条例に基づき客観的に判断する。

(4) 契約者以外の提案内容は、提案者の承諾なしには利用しない。

10 その他

(1) 業務内容の仕様

業務仕様は、契約者の提案内容に基づき作成する。

(2) 業務監視

業務が仕様通りに実施されるよう業務監視を行い、業務が仕様通りに実施されていない場合は対価の減額等を行い、仕様を超える業務が提供されている場合は対価の増額を行う。

詳細は別添「業務仕様の達成確認のための監視と契約額の増減及び契約の早期終了について」を参照のこと。